



平成30年12月21日

各位

会社名	オイシックス・ラ・大地株式会社
代表者名	代表取締役社長 高島 宏平 (コード：3182、東証マザーズ)
問合せ先	執行役員管理本部本部長 山中 初 (TEL. 03-6867-1149)

証券取引等監視委員会による当社元社員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元社員による取引推奨行為について金融商品取引法違反として、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

当社といたしましては、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫
び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

1. 勧告を受けた事由の概要

証券取引等監視委員会の勧告によりますと、元社員は、公表前の重要事実を知りながら、公表される前に知人に対して当社株式の買い付けを推奨したとされています。

2. 当社の対応について

当社は、情報管理規程およびインサイダー取引防止規程を制定し、情報の適正な取り扱いやインサイダー取引の未然防止に向けて制度を整備すると共に、社内研修等を通して周知徹底に努めてまいりましたが、それにもかかわらず、今回の事態が発生したことを厳粛に受け止めております。

当該の元社員については既に退職しておりますが、今回の事態を受け、改めて情報管理体制の強化・徹底を図ると共に、当社役員および従業員に対してコンプライアンス意識の向上、インサイダー取引防止にかかる勉強会の実施を行い、再発防止に努めてまいります。

以上